

事 務 連 絡
令和6年1月26日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和5年度一般会計予備費の使用に伴う地方負担への対応等について

政府は、令和6年1月26日に、令和5年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局
財政課財政計画係 富澤
電話 03-5253-5612

(別紙)

第1 一般会計予備費に係る追加の財政措置

政府は、令和6年1月26日に、令和5年度一般会計予備費(1,534億円)の使用を閣議決定したところである(別添資料参照)。

今回の予備費使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずる予定である。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

- 1 今回の一般会計予備費の使用により令和5年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置することとしている。

(1) 災害復旧事業債

① 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

② 災害対策債

ア 令和6年能登半島地震により「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)が適用された石川県並びに「被災者生活再建支援法」及び「災害救助法」(昭和22年法律第118号)が適用された市町村は、「災害対策基本法施行令」(昭和37年政令第288号)第43条第3項に基づき災害対策債を発行できることとする。

イ なりわい再建支援事業(地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合)及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

ウ 災害救助費(特別交付税措置を講じた残余の地方負担額に限る)に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その57%を特別交付税により措置すること。

③ 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 補正予算債

- ① 災害関連事業
補正予算債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。
 - ② 災害援護貸付金
資金手当として補正予算債を充当できること。
- 2 今回の一般会計予備費の使用により令和5年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり財政措置を講ずることとしている。
- (1) なりわい再建支援事業
地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。
なお、地方公共団体が事業者負担に対して総事業費の3/4以内で補助する経費の1/2を国が補助する場合、地方負担額の70%を特別交付税により措置すること。
 - (2) 災害廃棄物処理事業
災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。
 - (3) 災害救助費
災害救助費に要する経費の40%（地方負担額を限度）に対して、特別交付税により措置すること。
 - (4) その他
上記(1)～(3)以外の事業に係る地方負担については、所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、当該地方負担の額の範囲内で地方債を充当することが可能な額を対象として、資金手当として補正予算債を充当できること。

第2 地方税等の減収に係る財政措置

歳入欠かん債の発行要件を満たす地方公共団体（上記第1の1(1)②アと同様）においては、令和6年能登半島地震に伴う地方税等の減免による減収額について、その100%まで歳入欠かん債を発行できることとし、後年度における元利償還金については、発行年度における標準税収入額に占める発行額の割合に応じ、その75%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する予定である。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

第3 地方公営企業に係る財政措置

能登半島地震により被害を受けた地方公営企業が実施する施設の復旧等に要する経費に係る財政措置については、別途お知らせすることとしている。

令和5年度一般会計予備費使用

〔令和6年1月26日〕
閣議決定

災害関係経費

内閣府所管

能登半島地震による被災地域の緊急支援に必要な経費	1,250,176千円
被災者生活再建支援に必要な経費	3,686,861
災害救助等に必要な経費	38,049,393
警察の部隊が実施する災害警備活動に必要な経費	707,403
児童福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	151,216
児童福祉施設等災害復旧に必要な経費	840,797

総務省所管

災害対策用衛星通信機器等の整備・貸与に必要な経費	135,403
緊急消防援助隊が行う災害救助活動等に必要な経費	825,271

厚生労働省所管

医療施設等災害復旧に必要な経費	1,697,997
水道施設整備事業調査に必要な経費	201,000
生活福祉資金貸付の特例措置に必要な経費	783,978

社会福祉施設等災害復旧に必要な経費	1, 899, 201 千円
社会福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	622, 011
水道施設災害復旧事業に必要な経費	347, 706

農林水産省所管

被災農業者支援事業に必要な経費	1, 996, 352
農業水利施設等の点検・調査等に必要な経費	180, 509
農家等の営農再開支援に必要な経費	200, 396
農畜産物共同利用施設等の整備に必要な経費	3, 345, 390
農用地等の補修等に必要な経費	100, 251
農業用施設等の点検・調査等に必要な経費	436, 519
農業施設災害復旧事業に必要な経費	1, 074, 201
治山事業調査に必要な経費	1, 499, 700
木材加工流通施設等の整備に必要な経費	433, 000
共同利用漁船等復旧支援対策事業に必要な経費	107, 333
漁場等の機能回復に必要な経費	901, 457
水産業共同利用施設の整備に必要な経費	390, 804
水産基盤整備事業調査に必要な経費	1, 330, 406

経済産業省所管

被災商店街等再建支援事業に必要な経費	502, 049
なりわい再建支援事業に必要な経費	19, 957, 767

国土交通省所管

下水道事業調査に必要な経費	201, 000
河川維持修繕事業に必要な経費	223, 500
総合流域防災対策事業に必要な経費	100, 000

道路維持管理に必要な経費	343,308千円
地域鉄道の代行バスによる代替輸送に必要な経費	28,401
道路等災害復旧事業等に必要な経費	33,742,600
測地基準点の復旧測量に必要な経費	198,613
旅行需要の早期回復に必要な経費	10,408,848

環境省所管

災害廃棄物処理事業に必要な経費	20,235,000
廃棄物処理施設災害復旧事業に必要な経費	391,000

防衛省所管

自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費	853,937
自衛隊施設災害復旧に必要な経費	3,036,591

計 153,417,345

(参考)

予備費予算額	500,000,000千円
前回までの使用累計額	38,171,428
今回使用額	153,417,345
差引残額	308,411,227